

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 724 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第724回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和7年12月22日  
大府市農業委員会  
会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和7年12月22日（月） 午後3時20分～午後3時40分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会長	13番	久野	一弘
副会長	12番	鈴木	広子
委員	1番	久野	惠子
	3番	鈴置	省悟
	4番	浅田	昭茂
	5番	服部	啓子
	6番	大威	千里
	8番	加吉	俊治
	9番	本田	貴士
	10番	小島	春男
	11番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委員	14番	稻葉	きみ子
	15番	大嶋	英二
	16番	神谷	登
	17番	鈴木	千代子
	18番	竹内	敬三
	19番	富田	勇治

- ・欠席委員

（農業委員） 2番 深谷英一 7番 竹内修造

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	下谷	敏信（会議書記）
〃	花田	佳明（会議書記）

会期	1日
----	----

議事日程（第724回）

令和7年12月22日

日程	議案番号	件名	備考
1		会議書記の指名について	
2	報告1	農地法第4条制限解除について	
3	報告2	農地法第5条の規定による届出について	
4	報告3	農地台帳登載申請について	
5	報告4	農地法第3条の3の規定による届出について	
6	報告5	農地法第18条第6項の規定による通知について	
7	報告6	農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
8	議案1	農地法第3条の規定による許可申請について	
9	議案2	農地法第5条の規定による許可申請について	
10	議案3	農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）	
11	議案4	農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）	
12	議案5	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	
13	議案6	大府市農業委員会の委員の選任に関する規則等の一部改正について	

- 事務局長 ただ今から第 724 回大府市農業委員会総会を開催いたします。  
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長にお願いします。
- 議 長 ただ今から第 724 回大府市農業委員会総会を開会します。総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 本日の総会の定足数についてご報告します。  
農業委員におかれましては、2 番深谷英一委員と 7 番竹内修造委員から事前に欠席のご連絡をいただきしておりますので、本日、農業委員会の在任委員 13 名中 11 名のご出席をいただきしておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。
- 農地利用最適化推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。
- また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者はございません。報告は以上です。
- 議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。  
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。
- それでは議事に入ります。  
始めに、日程第 1 「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農業委員会事務局の 下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。  
これにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声)
- 議 長 次に、日程第 2 、報告第 1 号『農地法 第 4 条制限解除について』から、日程第 7 、報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律 施行令第 10 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条制限解除について』から、日程第 7 、報告第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条の農業振興地域 整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』までをご説明いたします。
- 始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4 条制限除外について』ご説明いたします。
- 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に規定される、農地の転用の制限の例外として、耕作者が所有する農地で、200 m<sup>2</sup>未満の農業用施設などを農地転用して整備することに対し転用の届出を必要とするものです。
- 1 件の届出があり、自己所有地に 149 m<sup>2</sup>の農業用資材置場を整備するものでございます。
- 報告第 1 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

事務局 次に、議案書2ページをご覧ください。報告第2号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明いたします。

農地法第5条第1項第6号に規定される、市街化区域内において、農地を農地以外のものにするため、権利の設定又は移転を伴う農地転用の届出となります。議案書2ページから3ページの4件の届出がありました。

権利としては、全てが所有権移転です。転用目的は、申請番号1番が店舗兼宅地、申請番号2と3は住宅、最後に申請番号4番が資材置き場でございます。

報告第2号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に対し、受理通知書をもって既に通知をしたことをご報告申し上げます。

次に、議案書4ページをご覧ください。報告第3号『農地台帳登載申請について』をご説明します。

本議案は、以前に農地転用がされ、これまで雑種地であった土地を改めて畠として利用する申請があり、農地として196m<sup>2</sup>を農地台帳登載するものです。

報告第3号につきましては、先月の地区協議会において、現地をご確認いただき、大府市農業委員会規程に基づき、事務局長専決で申請者に対し農地台帳に登載したことを通知したのでご報告します。

次に、議案書5ページをご覧ください。報告第4号『農地法第3条の3の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した届出について、5ページから7ページの5件届出がありました。いずれも相続による所有権移転によって、所有者が移動したことを確認しております。

次に、議案書8ページをご覧ください。報告第5号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明いたします。

農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、議案書8ページから11ページの6件の通知を受理いたしました。それぞれ貸付人と借受人との双方で合意解約が成立しているものでございます。

次に、議案書12ページをご覧ください。報告第6号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について 用途区域変更』をご説明いたします。

これは、農振地域内において施設等を設置するに当たり、その部分の用途区域を変更することについて、大府市から報告があったものです。

別紙 参考資料「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更」の60ページからとなります。本案件は先月の総会で農地法第5条の農地転用についてをご審議いただいたものと同様の案件となります。63ページの申請地をご覧ください。申請地である農業用施設の設置予定農地が農業振興地域にあり、事業計画者が耕作地に隣接した場所に果樹の選果のための農業用施設を設置するため、申請地247m<sup>2</sup>を農地から農業用施設用地に用途区分を変更するものとなります。なお、変更の告示は令和8年1月中旬を予定しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

（「なし」の声）

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第3条は、農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会で審議し、許可をするものとなります。

13ページの1件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請番号1をご覧ください。申請事由として、渡し人が所有する農地で耕作することが困難な状況です。また、譲受人は農業の事業化を考えているもので、有償にて所有権移転して取得するものです。

申請について内容を確認し、譲受人は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思います。申請番号1番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号1番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法 第5条の規定による 許可申請について』の4件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地法第5条は、市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事が許可をするものです。各案件について本委員会で審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

議案書14ページ、15ページにある4件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。

申請番号1、3、4は、有償による所有権移転となります。また、申請番号2は賃貸借となります。

申請番号1から3は、それぞれの事業者の駐車場を整備するための転用です。また、申請番号4は、社員寮建設のための転用となります。

以上の4件につきましては、いずれも申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、いずれの申請も許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員より 意見をいただきたいと思います。  
申請番号1番の件について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は盛土をしますがコンクリートブロック積みをし土砂等が隣地に流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し既設の道路側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に申請番号2の件について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で集水し既設側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に申請番号3の件について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で集水し既設側溝へ接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に申請番号4の件について担当委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は切土・盛土を行いますが、周囲にコンクリートブロックを積み、擁壁を設置し、土砂等が隣地に流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し、既設道路側溝に接続し、汚水・雑排水については、浄化槽にて処理後、既設道路側溝に接続するため周囲に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10議案第3号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 機構・受け手間 契約』の1件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 16 ページをご覧ください。議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、利用権が設定されている農地において、耕作者が変更となることに対し、賃借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

申請番号 6611 番の 1 件で、これまで前借人によって耕作をされていますが、令和 8 月 2 月 1 日以降、受人に貸借権が移転され、継続して耕作されていくこととなります。

事務局 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特にないようですので、議案第 3 号を採決します。  
本議案について意見なしで回答することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号は、委員会の意見なしで大府市に回答することに決定します。

次の日程第 11、議案第 4 号の審議の前に、本議案に関し、私が議事参与に該当するため、「大府市農業委員会会議規則」第 5 条第 2 項により、副会長が会長の職務を代理することとしたいと思います。

お諮りします。鈴木副会長が、本議案については代理することにご異議ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ありがとうございます。それでは、鈴木広子副会長に議事をお願いします。

(議長交代)

副議長 久野会長に代わり、議案第 4 号の議事を進めます。

それでは、日程第 11、議案第 4 号 『農用地 利用集積等 促進計画の公告について 一括契約』 を上程します。

本議案に関し、＊＊＊＊委員、＊＊＊＊委員、＊＊＊＊委員が議事参与に該当します。本人に該当する申請案件に関して、意見等はお控えください。

また、議決につきましても、議事参与に該当する案件については、採決に参加ができませんのでご了承ください。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。

議案書の申請番号 7479 番から 48 ページの 7539 番までの 61 件です。主には昨年の更新分も含め 2 月 1 日開始の申請案件となっております。いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。

なお、今回の議案のうち申請番号 7479 番から 7536 番までが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

また、申請番号 7537 番から 7539 番につきましては、目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。なお、申請番号 7510 番については、敷地内で両区域に跨っています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

副議長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

副議長 特にないようですので、議案第 4 号を採決します。  
議事参与に関する案件がございますので、順に採決を行います。  
議事参与に該当する申請について、その委員は挙手をしないようお願いします。

はじめに、＊＊＊＊委員が議事参与に該当する 7504 番から 7506 番までと、7537 番、7538 番の合計 5 件の申請に関し、本議案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

副議長 挙手全員です。  
次に、＊＊＊＊委員が議事参与に該当する 7507 番の 1 件の申請に関し、本議案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

副議長 挙手全員です。  
次に、＊＊＊＊委員が議事参与に該当する 7526 番の 1 件の申請に関し、本議案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

副議長 挙手全員です。  
最後に、議事参与の無い、他の全ての申請に関し、本議案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

副議長 全員賛成ですので、議案第 4 号は、委員会の意見なしで大府市に回答するとともに、農業振興基金へ利用権設定を要請ことに決定します。  
以上で久野会長に議長を交代します。

(議長交代)

- 議長 鈴木副会長に代わり改めて議長を務めます。
- 次に、日程第12、議案第5号『農業振興地域の整備に関する法律 施行規則 第3条の2 第2項の規定による 農業委員会の意見について 農振農用地利用計画変更』を上程します。
- このうち申請番号1番においては、＊＊＊＊委員が議事参与の制限に該当するものとなります。
- 議長 それでは、議案第5号について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書49ページをご覧ください。議案第5号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定による農業委員会の意見について 農振農用地利用計画変更」をご説明いたします。
- 本議案に關しましては、大府市長から本委員会に対し意見を求められているものです。
- 6件の申請がありました。詳細につきましては、全員協議会にて説明したとおりで、農用地周辺部で、必要性、妥当性があり、他の土地に替えることが困難な案件となります。なお、本議案に關しましては、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。
- 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 始めに、議事参与の制限に該当する申請番号1番から審議します。＊＊＊＊委員におかれましては、退室をお願いします。
- (＊＊＊＊委員 退室)
- 議長 それでは、担当地区委員から意見をいただきたいと思います。  
申請番号1番の案件について、担当委員どうぞ。
- 担当委員 申請番号1番の申出地 の農振除外後の農地区分は第3種農地です。国道23号線北崎インターチェンジ出入口より概ね300m以内の区域にある農地で現地調査及び申請書類を審査した結果、許可見込みありと考えられます。農用地 の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。
- 議長 そのほかに、ご意見などございませんか。
- (「なし」の声)
- 議長 特に無いようですので、議案第5号のうち申請番号1番についてを採決します。
- 原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議案第5号のうち申請番号1番については、原案のとおり、大府市に意見なしで、回答することといたします。
- ＊＊委員は入室してください。
- (＊＊＊＊委員 入室)
- 議長 次に申請番号2番の案件について、担当委員どうぞ。
- 担当委員 申請番号2番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法 の許可見込みはあります。農用地 の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に申請番号3番と5番は同地区になります。合わせて、担当委員どうぞ。

担当委員 まず申請番号3番の申出地の農振除外後の農地区分は第2種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。また、申請番号5番の申出地については、公共用道路として転用するため、農地法の許可は要しません。ともに農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に申請番号4番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号4番の申出地の農振除外後の農地区分は第1種農地です。当該地は住宅地の周辺で居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されていることから、農地法の許可見込みはあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 次に申請番号6番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号6番の申出地は、登記・現況地目とも農地以外のため、農地法の許可は要しませんが、農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼすおそれはないと考えられますので、特に問題ありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 特にないようですので、議案第5号のうち申請番号2番から6番までを採決します。原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号のうち申請番号2番から6番までは、原案のとおり、大府市に対し意見なしとして、回答することといたします。

次に、日程第13、議案第6号『大府市農業委員会の委員の選任に関する規則等の一部改正について』を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 54 ページをご覧ください。議案第 6 号『大府市農業委員会の委員の選任に関する規則等の一部改正について』をご説明いたします。

令和 8 年 7 月の農業委員等の改選に合わせ、農業委員等の推薦・募集にあたり、要綱及び規則の一部を改正するものです。

今回の改正は、別紙 1 にある農業委員の募集並びに別紙 2 にある推進委員の募集に関し、「推薦及び募集の周知」の方法を変更するものです。57 ページをご覧ください。農業委員と推進委員、それぞれの「推薦及び募集」に関し、今後は広報おおぶに登載、大府市役所前告示板に掲示およびインターネットを利用して閲覧に供する方法のうちいずれかで周知することといたします。変更の理由につきましては、令和 8 年 7 月の委員の改選のタイミングに合わせて委員の募集方法について、複数ある方法の中から、いずれかを選択することで、事務の改善を図ることが可能となります。

1 点目の農業委員に関しましては市長が公布するものであり、2 点目の農地利用最適化推進委員に関しましては農業委員会が公布するものとなっておりますので、本日、2 点目の推進委員の委嘱等に関する規則について、ご審議いただきたい思います。なお、施行日は令和 8 年 1 月 1 日でございます。

説明は以上です。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第 6 号についてを採決します。  
原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 6 号は、原案のとおり可決することといたします。

以上で全すべての審議が終了いたしました。  
これを持ちまして、第 724 回大府市農業委員会総会を閉会します。

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。

以上